

資料提供(投げ込み) 令和5年8月30日(水)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部 障がい福祉課 (電話059-229-3157)	障がい福祉課長 駒田 好彦

津市障害者支援多機能型事業所における 不適切なサービス提供事案について

令和5年8月29日(火)、津市障害者支援多機能型事業所むくの木ワークの指定管理者である社会福祉法人津市社会福祉事業団から、当該事業所における利用者への不適切なサービス提供事案について報告がありました。その内容は下記のとおりです。

記

1 概要

本市が指定管理者として指定する社会福祉法人津市社会福祉事業団が障がい福祉サービスを提供している津市障害者支援多機能型事業所むくの木ワーク(津市芸濃町椋本6141番地1)において、令和5年8月29日午前9時5分頃、送迎車に乗車し、当該事業所に到着した利用者6人のうち、降車に介助が必要な1人に対し、当該事業所の職員が介助を怠ったため、この利用者が車から降りられない事案が発生しました。

午前9時30分頃、降車できなかつた当該利用者から、当該事業所あてに携帯電話で連絡が入り、送迎車両から降ろしてほしいと伝えられ、事業所職員の介助により速やかに降車されました。

この事案につきましては、障がい者が利用する事業所において、適切な介助が行われなかつたことに加え、降車の確認、当日の出欠確認などにおいて、適切にサービス提供がされなかつた結果として、午前9時5分から約25分の間、降車できなかつたものです。

2 今後の対応

指定管理者に対し、利用者の安心安全を最優先させること、介助が必要な利用者に対しては職員が付き添うこと、当日の参加人数を把握して乗降時は必ず点呼することを徹底するよう強く指導し、再発防止に努めます。

3 問い合わせ先

むくの木ワークで発生した事案については

むくの木ワーク 電話059-266-2527

障がい福祉サービス全般に関することについては

障がい福祉課 電話059-229-3157